

令和5年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料							事務事業番号		413																			
事務事業名			市内公共交通運行事業				所管部課		市民生活部		安全安心課																	
事業目的			交通空白地域の解消、市内交通の一助としてデマンド交通を運行し、日常生活に必要な交通手段の確保を図る。 また、市内を運行する路線バスの運行補助を行うことにより、市民の日常生活上必要な交通手段としての乗合バスの維持を図る。																									
事業概要			デマンド交通の運行管理業務を委託する。 広域連携バス及び生活バス路線への運行費の補助を行い、乗合バスの維持確保を図る。																									
総合計画での位置付け			3 豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり				重点事業区分		類型区分		I																	
			3 快適に暮らせる環境づくり				—																					
			4 公共交通網の充実																									
事業区分			新規・継続		継続		事業の種類		ソフト事業		市裁量の有無		裁量あり															
根拠法令等			下野市地域公共交通会議設置条例																									
補助団体			—																									
事業内容	年度別	事業計画	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度																	
			デマンドバス運行管理業務委託 40,000,000円 広域連携バス実証運行管理業務委託 27,000,000円		デマンドバス運行管理業務委託 33,992,000円 広域連携バス運行補助 8,372,000円 消耗品費20,000円		デマンドバス運行管理業務委託 33,992,000円 広域連携バス運行補助6,715,000円 消耗品費20,000円		デマンド交通運行管理業務委託 43,446,000円 広域連携バス・市内路線バス運行補助 6,592.0000円 消耗品費135,000円		デマンド交通運行管理業務委託 43,446,000円 広域連携バス・市内路線バス運行補助 6,592,0000円 消耗品費20,000円																	
	事業費	60,629千円		36,274千円		40,727千円		50,173千円		50,058千円																		
		対象年度（令和6）事業費内訳 ➤令和6年度事業費内訳及び財源 デマンド交通運行管理業務委託 43,446千円（国庫補助金4,990千円） 広域連携バス運行管理補助金 5,592千円 生活バス路線維持補助金 1,000千円（国又は県協調補助） 消耗品 135千円																										
	財源	国県支出金				地方債・その他				一般財源																		
		4,990千円				0千円				45,183千円																		
	その他（過年度実績・特筆すべき点等）		➤デマンド交通運行管理事業者について、令和5年度末で委託期間が終了するため、R5年度中にプロポーザルを実施し、R6～R8年度の運行管理事業者を選定する。 ➤広域連携「ゆうがおバス」実績（R4～本格運行） <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>20,888人</td><td>20,950人</td><td>25,614人</td></tr><tr><td>運賃収入</td><td>4,998,433円</td><td>5,416,962円</td><td>7,010,788円</td></tr><tr><td>補助金</td><td></td><td></td><td>570,610円</td></tr></table> ➤R4年度生活バス路線維持補助金実績 市内2路線 1,691,836円											R2	R3	R4	利用者数	20,888人	20,950人	25,614人	運賃収入	4,998,433円	5,416,962円	7,010,788円	補助金			570,610円
		R2	R3	R4																								
	利用者数	20,888人	20,950人	25,614人																								
	運賃収入	4,998,433円	5,416,962円	7,010,788円																								
補助金			570,610円																									

事業推進方針判断に際しての３つの視点									
必要性	A	○	全て	要件（３項目）					
				✓	社会経済情勢の変化等に適合。				
	B		1以上	✓	業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である。				
				✓	市民・団体・議会等から要望や要請がある。				
	C		なし						
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）					
交通空白地域の解消を目的に、市民の足としてのデマンド交通を運行する必要がある。生活バス路線として認定された市内を運行する民間路線バスに対し、国または県と協調して運行費の補助を行い、市民の日常生活上必要な交通手段としての乗合バスの維持確保を図る必要がある。									
有効性	A	○	全て	要件(3項目)					
				✓	市民サービスの維持・向上に寄与。				
	B		1以上	✓	適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。				
				✓	地方創生（人口・関係人口増）やSDGs、国土強靱化に寄与する。				
	C		なし						
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）					
デマンド交通の運行や路線バスの安定的な運行を維持することと、日常的な移動手段がない高齢者などの市民の交通手段の確保が図られ、外出支援となる。また、市内の交通手段を確保することで、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境となることが期待される。									
効率性	A	○	3以上	ソフト事業（要件：６項目）				ハード事業（要件：３項目）	
				✓	質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す			補助金等の積極的な活用で最大の成果となる。	
	B		1以上	✓	受益機会・費用負担割合等が公平公正。			適正な活用率を見込めるよう検討された事業規模である。	
				✓	他課や他自治体、市民団体等と連携。				
				✓	他自治体等と比較し、適切な方法である。				
				✓	指定管理者制度導入等、民間活力を活用。			マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。	
C		なし	管理業務等で、さらなる効率化は困難。						
地域公共交通計画に基づき、デマンド交通の利便性向上の取り組みを進めている。令和3年10月から上三川町、壬生町と連携しデマンド交通の相互利用を開始したことにより、登録者及び利用者の増につながっている。									

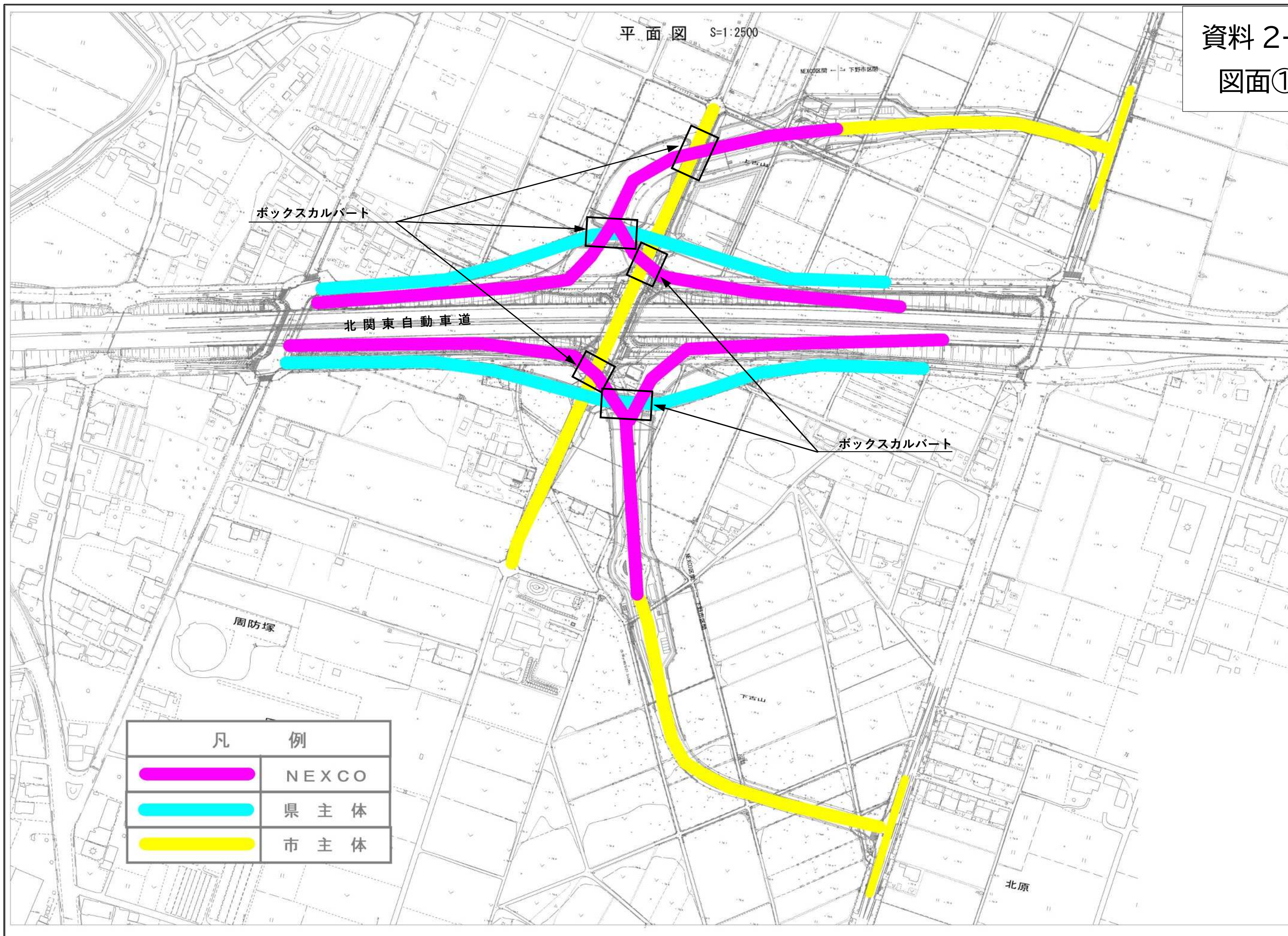
総合評価		
○	継続実施	
	見直し実施	
	廃止	

令和5年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料							事務事業番号		499			
事務事業名		スマートIC整備事業				所管部課	建設水道部		建設課			
事業目的		本市の北部を通過する北関東自動車道が持つ広域的なネットワークを活用し地域の活性化や産業・物流における本市の優位性を高めるため、スマートインターチェンジの整備を行う。										
事業概要		【IC形式】本線直結型、フルアクセス形式(上下線)ランプ延長:1,910m 【対象車両】セミトレーラ連結車 【総事業費】約41億円(NEXCO負担 約24.8億円、下野市負担 約15.8億円) 【下野市負担財源内訳】国庫補助金 8.1億円、起債 5.9億円、一般財源 1.8億円										
事業内容	総合計画での位置付け	施策	5 快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり				重点事業区分	類型区分	I			
			2 人に優しい交通環境づくり				街いきいきプロジェクト					
			2 スマートICの整備									
	事業区分	新規・継続	継続	事業の種類	ハード事業		市裁量の有無	裁量あり				
	根拠法令等	道路法										
	補助団体	—										
	年度別	事業計画	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			・用地買収 ・物件補償 ・調整池築造工事 ・道路改良工事		・道路築造工事 ・工作物補償		・道路築造工事		・道路築造工事		・道路改良工事 ・調整池築造工事 ・案内標識設置工事	
	事業費	103,591千円		55,209千円		198,900千円		193,000千円		680,000千円		
対象年度(令和6)	事業費内訳	【全体】 事業期間 H30～R7 全体事業費 C=約41億円 (NEXCO負担 約24.8億円、下野市負担 約15.8億円) 事業内容 道路整備(市道1-2号線、市道1153号線)、雨水処理施設整備(調整池、雨水管)、案内標識整備										
		【R6】 事業内容 高速道路ランプと市道1153号線交差部のボックスカルバート築造工事										
	財源	国県支出金			地方債・その他			一般財源				
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	99,000千円			72,900千円			21,100千円					
	➢過年度実績 H30. 8.10 連結許可(北関東自動車道⇄市道) H30. 9. 3 建設事業等の実施に関する基本協定書の締結(NEXCO⇄下野市) H30. 9. 3 建設事業等の施行に関する工事細目協定書の締結(NEXCO⇄下野市) R 1.10. 3 用地取得等に関する細目協定書の締結(NEXCO⇄下野市) R 2.12～ 用地買収へ着手 R 4. 7. 3 用地買収の完了(被買収者52名、買収面積 36,972.11m2) R 4. 2～ 市施工の工事へ着手 R 5. 3～ NEXCO施工の工事へ着手 ➢現状 令和5年度現在、市道1-2号線から料金所までと料金所から高速道路本線部までの道路整備を進めている。今後は、令和6年度に残る舗装工事と案内標識整備に着手する予定であり、令和7年度末の供用開始に向け着実に進捗している。 ➢今後の展開 令和6年度に予定している案内標識の整備については、事前にスマートIC名称を決定しておく必要があるため、今後、地区協議会及び都道府県標識検討委員会等に諮り、早急に名称を決定する。また、スマートIC周辺における土地の利活用について、庁内関係課及び県関係機関と協議調整を進めて行く。											

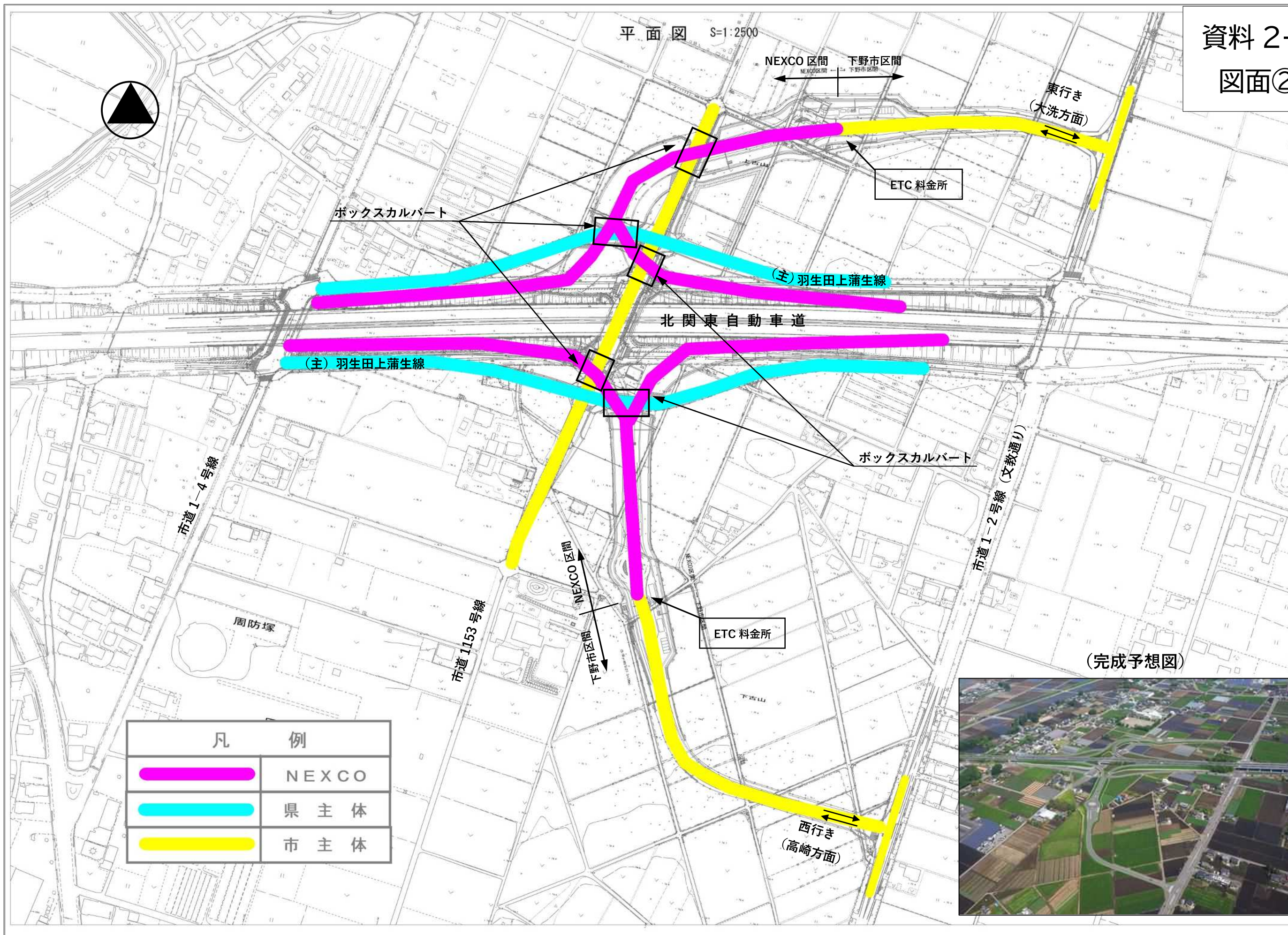
事業推進方針判断に際しての３つの視点										
必要性	A	○	全て	要件（３項目）						
				✓	社会経済情勢の変化等に適合。					
	B		1以上	✓	業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である。					
				✓	市民・団体・議会等から要望や要請がある。					
	C		なし							
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）						
市内各地からの高速道路へのアクセス時間が短縮されることにより、地域産業の活性化及び企業進出促進など地域経済の活性化が期待できる。更に、当スマートICは、東を田川、西を姿川に挟まれた高台に位置していることから、万が一洪水氾濫が起きた場合でも浸水想定区域を避けた通行が可能であることから、災害対応の迅速化や救援物資等の輸送道路としての効果がより一層高められる。また、議会においてもスマートIC整備に対する質問や要望が提出されており、事業の必要性について十分な理解が得られている。										
有効性	A	○	全て	要件(3項目)						
				✓	市民サービスの維持・向上に寄与。					
	B		1以上	✓	適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。					
				✓	地方創生（人口・関係人口増）やSDGs、国土強靱化に寄与する。					
	C		なし							
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）						
本スマートICの整備により、市内各地からの交通利便性の向上や地域産業の活性化及び企業進出の促進、更には防災体制の強化及び主要幹線道路の混雑緩和など様々な整備効果が期待できる。										
効率性	A		3以上	ソフト事業（要件：６項目）				ハード事業（要件：３項目）		
				質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す				✓	補助金等の積極的な活用で最大の成果となる。	
	B	○	1以上	受益機会・費用負担割合等が公平公正。				✓	適正な活用率を見込めるよう検討された事業規模である。	
				他課や他自治体、市民団体等と連携。						
				他自治体等と比較し、適切な方法である。						
				指定管理者制度導入等、民間活力を活用。					マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。	
	C		なし	管理業務等で、さらなる効率化は困難。						
	本事業の実施にあたっては、国庫補助道路事業（補助率5.5/10）及び社会資本総合整備事業（補助率5.5/10）の有利な国庫補助事業を積極的に活用し、早期開通に向けて事業の推進を図っている。									

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止

資料 2-2
図面①



資料 2-2
図面②



令和5年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料							事務事業番号		254					
事務事業名			奨学金貸付事業				所管部課		教育委員会		教育総務課			
事業目的			経済的理由により修学困難な学生・生徒に対し、無利子で奨学金の貸付けを行うことにより有能な人材を育成し、下野市の教育を進展させることを目的とする。											
事業概要			無利子の奨学金貸付を実施し、高校・大学生等の学資に係る経済的支援を行う。 R1年度 大学生7名、高校生1名 R2年度 大学生10名、高校生1名 R3年度 大学生9名 R4年度 大学生10名、高校生1名 R5年度 大学生11名 緊急在学奨学生：貸付年度途中の家計急変などによる在学生の奨学支援を行う。 H28年度に奨学金の増額や選択制の導入、入学一時金の制度を創設。 R4年度に定住促進策として償還額の一部免除制度を創設。											
総合計画での位置付け			2 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり				重点事業区分		類型区分		Ⅱ			
			1 将来を担う人づくり				—							
			2 教育環境の充実											
事業区分			新規・継続		継続		事業の種類		ソフト事業		市裁量の有無		裁量あり	
根拠法令等			下野市奨学金貸付条例、下野市奨学金貸付条例施行規則											
補助団体			—											
事業内容			年度別		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
					合計 22,860千円		合計 18,340千円		合計 24,950千円		合計 25,280千円		合計 31,300千円	
					新規 9,420千円		新規 7,060千円		既存 14,040千円		既存 15,240千円		既存 21,360千円	
					緊急 720千円		緊急 600千円		現年 9,380千円		現年 10,040千円		現年 9,940千円	
					R2分 5,520千円		R3分 4,440千円							
			R1以前 7,200千円		R2以前 6,240千円									
			16640千円		18570千円		24950千円		25280千円		31300千円			
			令和2年度奨学生 5万円×12か月×1名 60万円 令和3年度奨学生 5万円×12か月×5名 300万円 4万円×12か月×1名 48万円 令和4年度奨学生 5万円×12か月×6名 360万円 4万円×12か月×2名 96万円 3万円×12か月×1名 36万円 2万円×12か月×1名 24万円 令和5年度奨学生 5万円×12か月×8名 480万円 4万円×12か月×1名 48万円 3万円×12か月×2名 72万円 令和6年度奨学生(予定) 5万円×12か月×4名 240万円 (4万円×12か月+30万円)×4名 312万円 (3万円×12か月+50万円)×2名 172万円 (2万円×12か月+10万円)×1名 34万円 緊急在学奨学生 5万円×12か月×3名 180万円 奨学金免除分返戻 30万円×1名 30万円 18万円×2名 36万円											
			財源		国県支出金		地方債・その他		一般財源					
					0千円		9056千円		16224千円					
			○平成21年から令和5年度までの奨学生合計 102名 【内訳】 高等学校6名、専修学校高等課程1名、大学77名、短期大学4名、専修学校専門課程14名 ○申請者数 例年10名程度の申請があります。 令和2年度11名、令和3年度 10名、令和4年度 12名、令和5年度 12名 ○緊急在学奨学生 現在まで2名の利用があります。 令和2年度 1名(1年間 60万円)、令和3年度 1名(2年間 120万円) ○償還一部免除 現在まで6名、207万円分を免除しています。											

事業推進方針判断に際しての３つの視点						
必要性	A	○	全て	要件（３項目）		
				✓	社会経済情勢の変化等に適合。	
	B		1以上	✓	業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である。	
				✓	市民・団体・議会等から要望や要請がある。	
	C		なし			
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）		
奨学金制度は、日本国憲法第26条及び教育基本法第4条第3項に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援を行う事業であり、重要な教育政策です。 近年の経済情勢の悪化等により、必要性が増しています。						
有効性	A		全て	要件(3項目)		
				✓	市民サービスの維持・向上に寄与。	
	B	○	1以上		適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。	
				✓	地方創生（人口・関係人口増）やSDGs、国土強靱化に寄与する。	
	C		なし			
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）		
必要性でも述べたとおり、教育政策として有効です。 また、令和４年度から、若者の本市への定住を促進するため、償還金の一部免除を実施しています。						
効率性	A	○	3以上	ソフト事業（要件：６項目）		ハード事業（要件：３項目）
				質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す		補助金等の積極的な活用で最大の成果となる。
	B		1以上	受益機会・費用負担割合等が公平公正。		適正な活用率を見込めるよう検討された事業規模である。
				✓他課や他自治体、市民団体等と連携。		
				✓他自治体等と比較し、適切な方法である。		マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。
				指定管理者制度導入等、民間活力を活用。		
C		なし	✓管理業務等で、さらなる効率化は困難。			
こども福祉課と連携し、申請者に県（母子・父子・寡婦福祉資金貸付）の情報を提供し、有利な制度を選択する機会を提供しています。 他自治体と比較し、貸付金額、償還期間等は適切です。						

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止



資料 2-4
付属資料

令和6年度

下野市奨学生募集要項(高等学校・大学等)

◎受付期間

令和5年11月1日(水)～12月8日(金)

＊お問い合わせ先＊

下野市教育委員会事務局

教育総務課

☎0285-32-8917

下野市笹原 26 番地（市役所3階）

1 奨学生の資格 ※下記の条件をすべて満たす方

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校または専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学または専修学校の専門課程を含む）に在学又は入学しようとする方
- (2) 学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方
※学業成績は5段階評定で3.0（平均）以上
- (3) 経済的理由により修学が困難な方
※栃木県育英会の収入基準に準じています。
- (4) 確実な連帯保証人を2名つけることができる方（うち1名は保護者）
※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納しており、貸付に係る債務を保証し得る能力があると認められる方
- (5) 保護者が下野市に1年以上住所を有する方
- (6) 他の機関から奨学金その他これに類するものの給付又は貸付を受けていない方

2 貸付金額

○高等学校奨学生

修学資金 月額 20,000 円

入学一時金 100,000 円

※入学一時金は、修学資金と併用でのみ貸付できます。



★組み合わせ一覧

項目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額（目安）	償還期間
高校生	20,000 円	100,000 円	820,000 円	約 11,400 円	貸付期間の 2 倍
		—	720,000 円	10,000 円	

○大学奨学生

修学資金 月額 30,000 円
 月額 40,000 円
 月額 50,000 円

3 つの中から **自由に選択**

入学一時金 修学資金との併用でのみ貸付できます。
 修学資金月額によって金額が異なります。
 ただし、修学資金月額 5 万円貸付の方は対象外です。

★組み合わせ一覧

項目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額（目安）	償還期間
大学生 （2年制）	30,000 円	500,000 円	1,220,000 円	約 20,300 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	720,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	1,260,000 円	21,000 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	960,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	1,200,000 円	20,000 円	
大学生 （3年制）	30,000 円	500,000 円	1,580,000 円	約 17,600 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,080,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	1,740,000 円	約 19,300 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,440,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	1,800,000 円	20,000 円	
大学生 （4年制）	30,000 円	500,000 円	1,940,000 円	約 16,200 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,440,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	2,220,000 円	18,500 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,920,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	2,400,000 円	20,000 円	

3 提出書類 教育総務課窓口（下野市役所3階）に提出してください。

- (1) 下野市奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 出身学校長または在 schools 長が作成した市奨学金貸付推薦調書
(様式第2号)
- (3) 成績証明書（在学学生のみ）
- (4) 学生証の写し（新入学生のみ・入学後に提出）
- (5) 在学証明書の写し（在学学生のみ）
- (6) 連帯保証人2名（うち1名は保護者）の印鑑登録証明書
- (7) 連帯保証人が市外在住の場合（令和5年1月1日現在で市外に住民登録があった場合も含む）は、所得証明書及び市区町村税納税証明書

※保護者及び保護者以外の連帯保証人が市内在住の場合は、申請書の同意に基づき、教育総務課で収入金額及び納税状況の確認をいたします。

4 奨学生の選考結果の通知

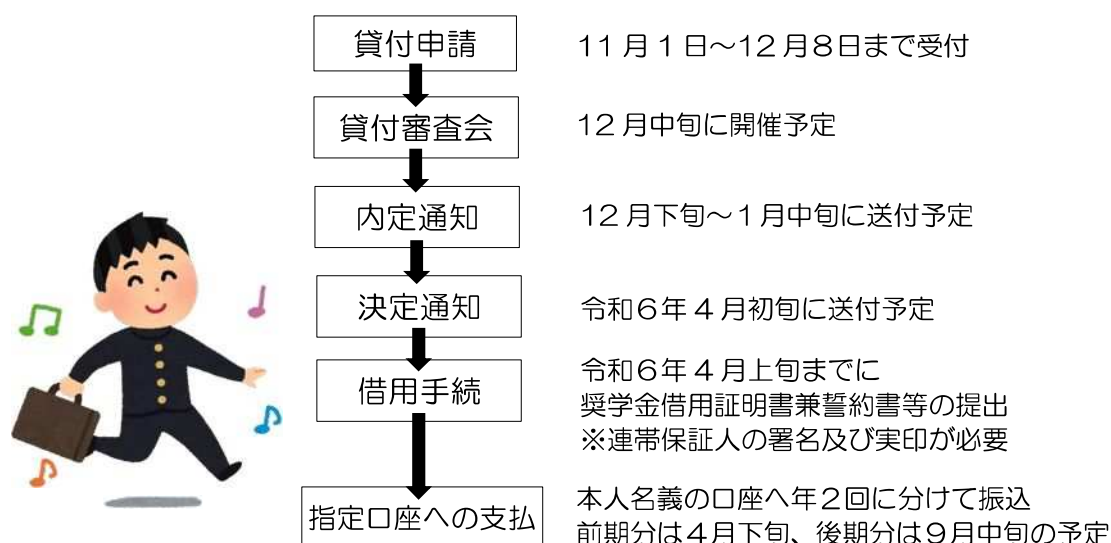
下野市奨学金貸付審査会において審査を行った結果を、12月下旬～1月中旬ごろに通知します。

5 貸付期間

正規の修業期間

※貸付額は前期（4月末）と後期（9月中旬）の2回に分けて、本人名義の口座に振り込みます。ただし、入学一時金は前期分にまとめて振り込みます。

◎貸付までの流れ



6 償還期間及び償還方法

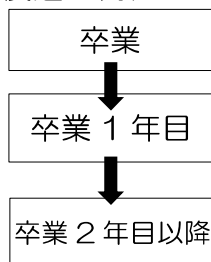
貸付期間の2倍または2.5倍の期間内に償還（年賦、半年賦、月賦）

※奨学金の貸付は無利子で行いますが、償還が遅延した場合は延滞金が発生する場合があります。

7 償還一部免除制度について

若い方々の市への定住促進を目的として、居住要件等、いくつかの要件をすべて満たした方の奨学金の償還を一部免除する制度を実施しています。詳しくは10ページ～13ページをご確認ください。

◎償還の流れ



貸付が終了。

卒業1年目は償還がありません。

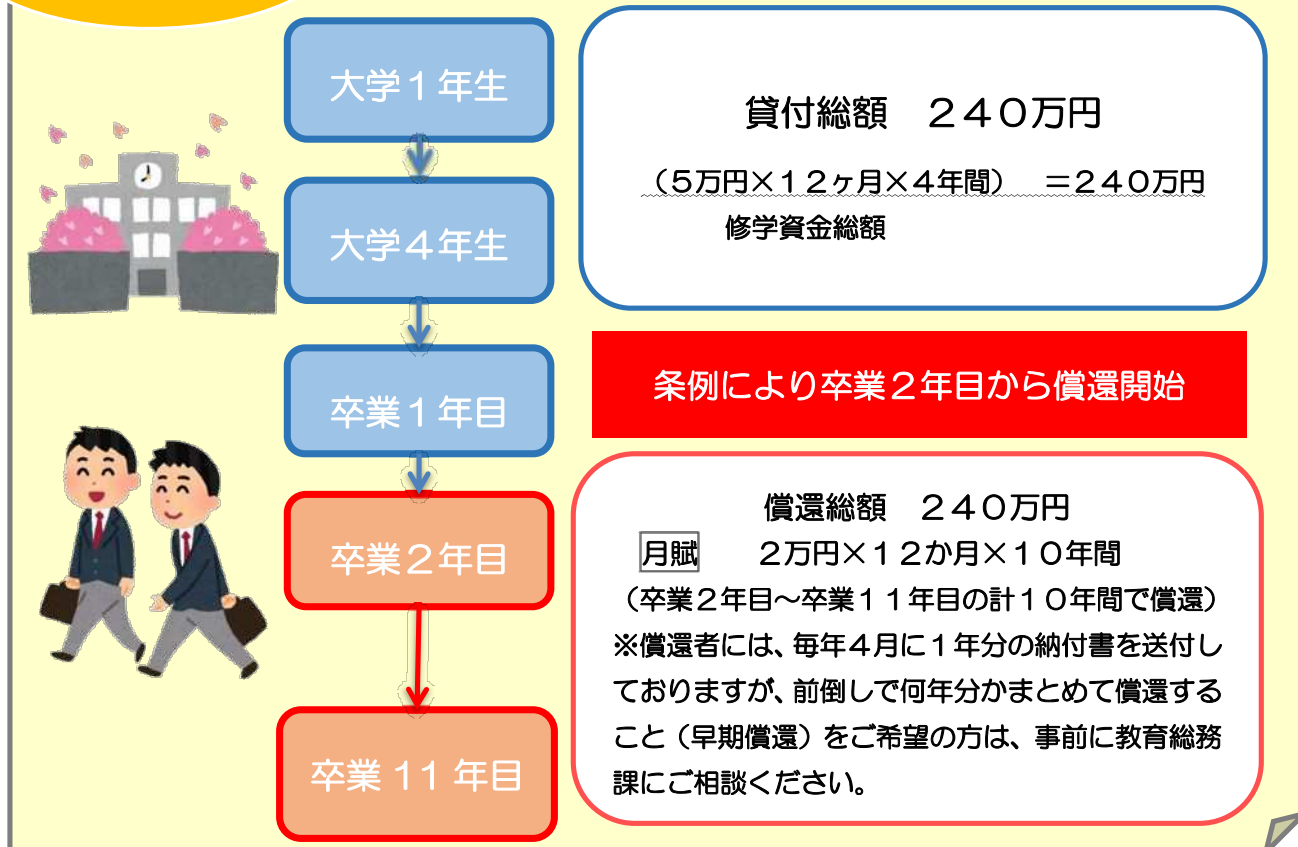
卒業2年目から償還が開始。

貸付期間の2倍または2.5倍で償還。

年度初めに送付される納付書（12枚）を使用し、納付書の納期限までに償還してください。



【例】大学生（4年制）
月額5万円貸付



所得が奨学金貸付対象になるかどうかの判定例

【世帯の状況】

- ・長女が大学進学のため奨学金を申請する場合
- ・家族構成は 祖父、父、母、長女（奨学生）、長男（弟：中学生）
- ・父親の年間収入金額は 700万円
- ・母親の年間収入金額は 80万円
- ・祖父の年間収入金額は 200万円（年金のみ）



手順① 令和4年（前年）中の「所得額」を調べる。
⇒表1(A) 及び表1(B)の給与所得計算式より、
年間収入金額によって「所得額」が決まっています。（所得は世帯合算）

手順② 上記①で求めた「所得額（世帯合算）」から表2 特別控除額表に
書かれている「控除額」を差し引きます。

手順③ 上記②で求めた金額が表3 収入基準額表の範囲内であれば貸付対象
となります。

※表1～表3はP6～P8にあります。

【具体的な計算】

- ① 父親（主たる家計支持者）の所得額の計算 ※表1(A)
 $700\text{万円（年間収入）} \times 0.7 = 490\text{万円}$ $490\text{万円} - 174\text{万円} = 316\text{万円（所得額）}$
- ② 母親（従たる家計支持者）の所得額の計算 ※表1(B)
 $80\text{万円（年間収入）} - 65\text{万円} = 15\text{万円（所得額）}$
- ③ 祖父の所得額の計算
年金は所得額とみなさないため、0円（所得額）
- ③ 世帯合算の所得額の計算（①+②+③）
 $316\text{万円} + 15\text{万円} + 0\text{円} = 331\text{万円（世帯合算所得額）}$
- ④ 控除額を差し引いた額の計算（③－控除額）※表2
 $331\text{万円} - 46\text{万円（就学者控除:弟）} - 74\text{万円（本人控除）} = 211\text{万円}$
- ⑤ 211万円は、5人世帯の収入基準額617万円以内（※表3）なので、

貸付対象となります。

※市のホームページでも奨学金貸付対象になるかどうかの判定ができます。ただし、Excel計算表は世帯人員8名までの対応となっています。

表 1 (A) 給与所得計算式（主たる家計支持者用）

年間収入金額（1万円未満切捨て）	所得額（1万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－214万円
401万円以上781万円以下	年間収入金額×0.7－174万円
782万円以上	年間収入金額－408万円

※給与所得者以外の所得額については、表 1 (A) を使用せず、収入金額から必要経費（売上原価や営業経費等）を差し引いた金額になります。（1万円未満切捨て）

表 1 (B) 給与所得計算式（従たる家計支持者用）

年間収入金額（1万円未満切捨て）	所得額（1万円未満切捨て）
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	年間収入金額－65万円
164万円以上180万円以下	年間収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	年間収入金額×0.7－18万円
361万円以上660万円以下	年間収入金額×0.8－54万円
661万円以上1,000万円以下	年間収入金額×0.9－120万円
1,001万円以上1,500万円以下	年間収入金額×0.95－170万円
1,501万円以上	年間収入金額－245万円

注意事項

※主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には、給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については給与所得計算式（B）を適用する。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用する。

表2 特別控除額表

①母子・父子世帯	99万円				
②就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		31万円		
	中 学 校		46万円		
	高等学校		国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
	専 高 門 等 学 校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
		私立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大 学		国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円
	専 修 学 校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		専門課程	国・公立	36万円	81万円
			私 立	102万円	147万円
③障がい者のいる世帯	障がい者1人につき			99万円	
④長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし71万円を限度とする。				
⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦本人を対象とする控除	高等学校等	39万円	大学等	74万円	

注意事項

- ① 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を合わせて控除できる。
- ② 申請者本人の控除については⑦を適用し、②には含めない。
- ③ 就学者控除の特例
子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数に、「⑦奨学生本人を対象とする控除」の額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できる。
(例) 大学奨学生で子ども3人(奨学生を含む)の場合

$$[(3人 - 2人) \times 124万円] = 124万円の控除が可能です。$$

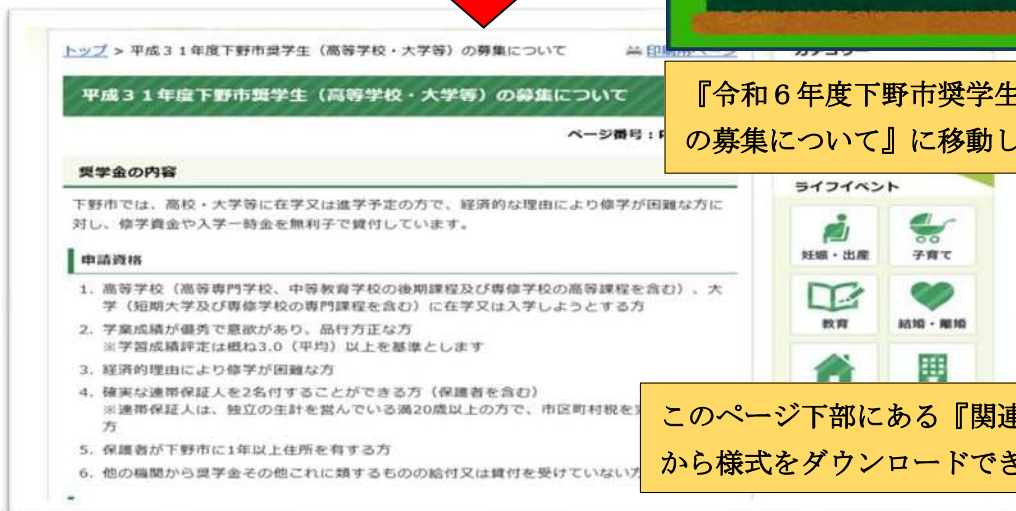
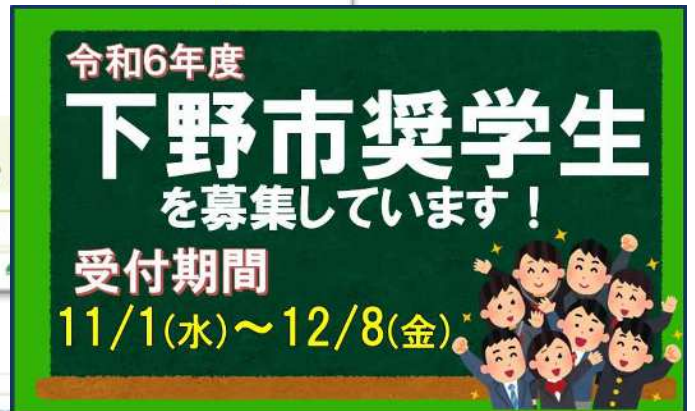
$$(74万円 + 50万円)$$

表3 収入基準額表

世帯人数	高等学校	大学等
1人	212万円	286万円
2人	380万円	455万円
3人	473万円	527万円
4人	515万円	572万円
5人	570万円	617万円
6人	608万円	650万円
7人	635万円	677万円
8人以上	1人増すごとに25万円を 世帯人員7人の収入基準額 (635万円)に加算	1人増すごとに27万円を 世帯人員7人の収入基準額 (677万円)に加算

☆ 様式ダウンロードの方法について

【下野市公式ホームページ：http://www.city.shimotsuke.lg.jp/】より

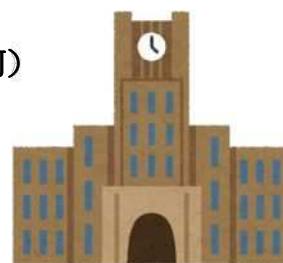


○下野市奨学金 償還一部免除制度について

1. 償還一部免除の条件

下記の（１）～（６）のすべての要件を満たすことが条件になります。（条例１２-２）

- （１）下野市奨学金の貸付期間が２年以上であること。
- （２）在学する学校を正規の修業期間内で卒業していること。
※傷病等やむを得ない事情により休学等をした場合を除きます。
- （３）最終学校を卒業した月の翌月から１年以内に市内に居住し、引き続き５年以上継続して居住していること。
※大学卒業後、大学院に進学した場合は、大学院が最終学校になります。
- （４）市内に居住している間に就業していること。（市外の事業所等でも可）
※妊娠その他正当な理由により就業が困難な場合は除きます。
- （５）遅滞なく下野市奨学金の償還をしていること。
※大学院等、さらに上級の学校に進学したときの償還猶予は除きます。
- （６）市税を完納していること。



- ### 2. 償還免除額
- 修学資金総額の**４分の１**を免除します。（規則１４-３）
※１００円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
※入学一時金は償還一部免除の対象外です。



3. 申込方法 事前申請及び本申請が必要です。

- （１）事前申請……下記①～④の書類を教育総務課へ提出してください。

①下野市奨学金償還免除事前申請書（様式第１０号）

※奨学生であった方、保護者及び連帯保証人の連署が必要です。

②最終学校の卒業証明書（卒業を証明できる書類）

③住民基本台帳確認のための同意書（様式第１１号）

④就労証明書（様式第１２号）

※自営業者としての就労等の理由により提出が難しい場合は、就労している事実を証明する書類。

※「就労証明書」は、必ず就労先の事業所に作成を依頼してください。

☆審査後、申請者には**下野市奨学金償還免除候補者決定通知書**（以下、「候補者決定通知書」という。）をお送りします（規則１３）。

○ご注意

☆候補者決定通知書の受取後、住所や氏名に変更等があった場合は、下野市役所教育総務課までご連絡のうえ、「**下野市奨学金奨学生等異動届**（様式第5号）」を必ず提出してください（規則10）。

☆候補者決定通知書の受取後、償還一部免除の要件を満たすことができなくなると認められる場合は、奨学金の償還一部免除の決定が取り消されますので、注意してください（規則13-5）。その場合は「下野市奨学金償還免除候補者決定取消通知書」をお送りします。

（2）本申請……償還一部免除の条件をすべて満たした後、下記①～④の書類を教育総務課へ提出してください。

①下野市奨学金償還免除申請書（様式第15号）

※奨学生であった方、保護者及び連帯保証人の連署が必要です。

②住民基本台帳確認のための同意書（様式第11号）

③就労証明書（様式第12号）

※自営業者としての就労等の理由により提出が困難な場合は、就労している事実等を証明する書類。

※「就労証明書」は、必ず就労先の事業所に作成を依頼してください。

④市税を完納していることを証明する書類

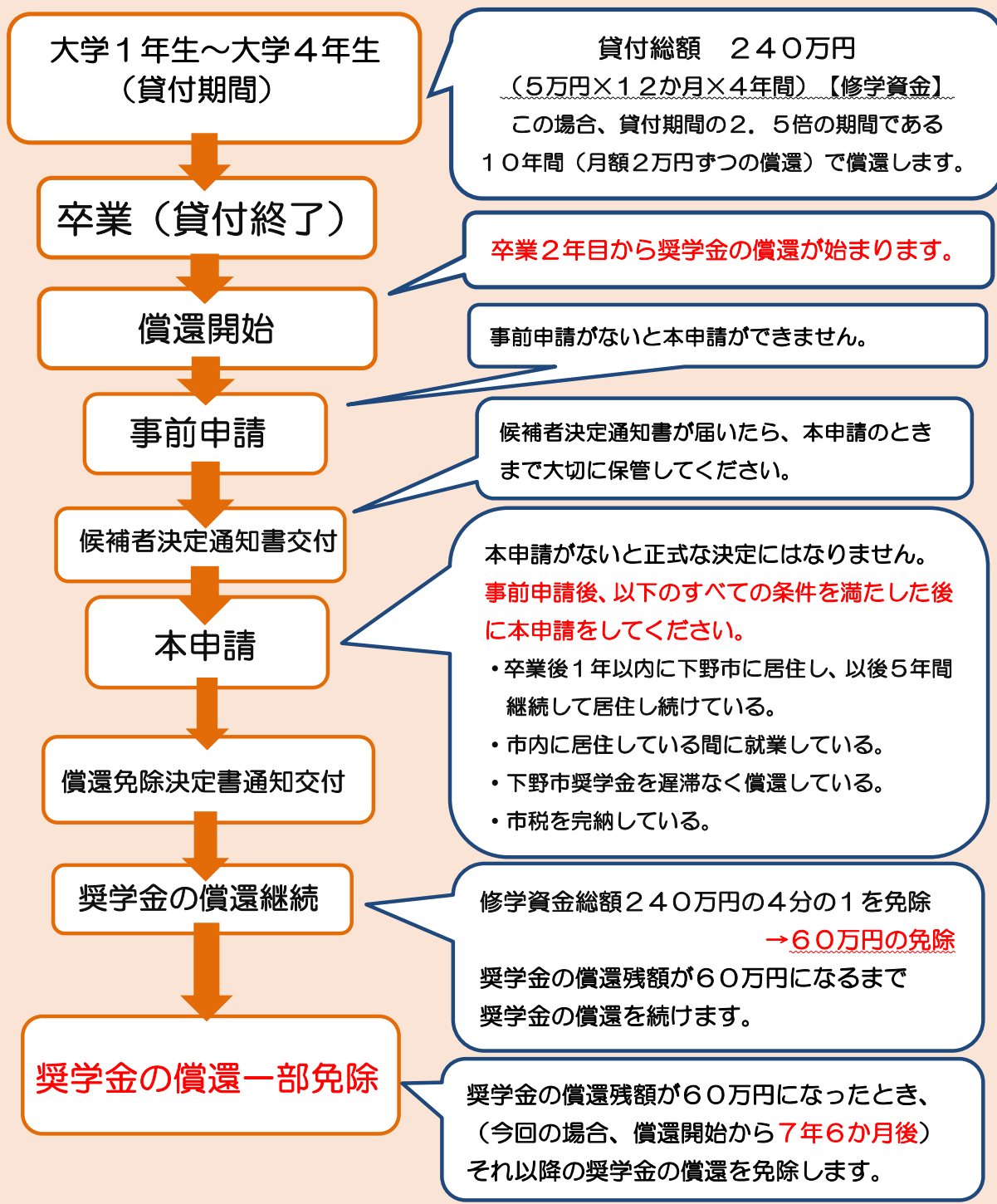
☆書類審査後、すべての条件を満たしたと認められる申請者には**下野市奨学金償還免除決定通知書**（以下、「償還免除決定通知書」という。）をお送りします（規則14-2）。

○ご注意

償還残額がある場合は、免除決定通知書を受け取った後も償還を続ける必要があります。償還免除決定通知書の内容を十分ご確認ください。

（償還一部免除の流れについては、次ページをご覧ください。）

例：大学生（4年制/修学資金月額5万円貸付）の場合



※高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校または専修学校の高等課程を含む）及び大学（短期大学または専修学校の専門課程を含む）の両方で下野市奨学金を利用した場合、償還免除の対象になるのは大学奨学金のみとなります。

※下野市奨学金償還残額が修学資金総額の4分の1以下になっている場合は、その差額を払い戻します。

※下野市奨学金の償還がすべて終了している場合は、修学資金総額の4分の1を払い戻します。

○償還と免除額の例

◇修学資金月額4万円、入学一時金30万円、4年間の貸付の場合

○償還総額が222万円（4万円×12か月×4年間+30万円）なので、
償還一部免除がない場合は、月1万9千円ずつ5年間、月1万8千円ずつ5年間
【計10年間】（償還期間の2.5倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の192万円×1/4=48万円であり、
(※入学一時金30万円は免除の対象外になります。)
償還一部免除後の償還総額は222万円－48万円=174万円です。
そのため、月1万9千円ずつ5年間、月1万8千円ずつを2年9カ月、月6千円を1カ月
【計7年10カ月間】で償還していただきます。

◇修学資金3万円、入学一時金なし、3年間の貸付の場合

○償還総額が108万円（3万円×12か月×3年間）なので、
償還一部免除がない場合は、月1万5千円ずつ6年間（償還期間の2倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の108万円×1/4=27万円であり、
償還一部免除後の償還総額は108万円－27万円=81万円です。
この場合、本申請ができる5年後には、1万5千円×12か月×5年間=90万円を
すでに償還しているため、
償還一部免除決定後、償還一部免除後の償還総額である81万円との差額分である
9万円を払い戻します

◇修学資金月額3万円、入学一時金なし、2年間の貸付の場合

○償還総額が72万円（3万円×12か月×2年間）なので、
償還一部免除がない場合は、月1.5万円ずつ4年間（償還期間の2倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の72万円×1/4=18万円であり、
償還一部免除後の償還総額は72万円－18万円=54万円です。
この場合、本申請ができる5年後には、72万円全額を償還しているため、
償還一部免除決定後、修学資金総額の4分の1である18万円を払い戻します。

※ご不明な点がございましたら・・・

市のホームページをご覧ください。もしくは教育総務課までお問い合わせください。
問い合わせ先：下野市笹原 26 番地(下野市役所3階) ☎0285-32-8917

令和5年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料							事務事業 番号		370					
事務事業名			東の飛鳥プロジェクト推進事業				所管部課		教育委員会		文化財課			
事業目的			本市は、東国における飛鳥時代の変遷を表す遺跡が集中するという歴史的特性を有している。このことから本市を「東の飛鳥」と称し、「東の飛鳥」ブランドを活用した文化財啓発普及事業を展開する。関連する古代の史跡や遺跡から出土した資料等のほか、民俗文化財や歴史資料、古文書などの史料の調査研究を実施する。また、その成果を基に市民に分かりやすく市の歴史・文化財について啓発普及活動を行い、市民の郷土愛の醸成とともに、市内外へPRすることによって文化財を活用した観光振興に努める。											
事業概要			・「東の飛鳥」ブランドのPR事業（イベント・講演会等）、関連グッズの作成 ・市内に所在する古文書及び民具等の調査収集の推進。かんぴょう生産道具の登録有形民俗文化財への登録推進、市内文化財のデジタルアーカイブスの整理 ・市内小中学校、公民館等への歴史、文化財に関する学習機会の提供 ・文化財ガイドアプリ（ストリートミュージアム等）の運営											
総合計画での位置付け			2 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり				重点事業区分		類型区分		Ⅲ			
			4 文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり				人いきいきプロジェクト							
			2 文化財の保存と活用											
事業区分			新規・継続		継続		事業の種類		ソフト事業		市裁量の有無		裁量あり	
根拠法令等			文化財保護法、栃木県文化財保護条例、市文化財保護条例											
補助団体			—											
事業内容			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度			
			「東の飛鳥」PR事業の実施		「東の飛鳥」PR事業の実施 かんぴょう生産道具報告書作成・登録有形民俗文化財への登録推進		「東の飛鳥」PR事業の実施		「東の飛鳥」PR事業の実施 かんぴょう生産道具報告書作成・登録有形民俗文化財への登録推進		「東の飛鳥」PR事業の実施 かんぴょう生産道具報告書作成・登録有形民俗文化財への登録推進			
年度別			13228千円		12263千円		12150千円		8211千円		8211千円			
事業費			13228千円		12263千円		12150千円		8211千円		8211千円			
対象年度（令和6）			事業費内訳		東の飛鳥PR事業主要経費 ・全国遺跡整備環境会議1,023千円 ・YouTubeVR動画制作事業1,980千円 ・ストリートミュージアム利用料1,980千円 ・PR用ミュージアムグッズ等制作費1,850千円 ・しもつけ風土記の丘資料館企画展費用292千円									
			財源		国県支出金		地方債・その他		一般財源		0千円		8211千円	
その他（過年度実績・特筆すべき点等）			・ストリートミュージアム利用実績（累計） しもつけ古墳群（H30～R4）26,673回 日光街道と一里塚（H31～R4）13,585回 東山道と周辺の古代史跡（R2～R4）15,090回 ※ストリートミュージアムのデータ制作にあたっては、国庫補助事業を活用 ・文化財解説VR動画制作 R4 下野薬師寺跡・しもつけ古墳群等 9本製作（1,980千円）※県交付金を活用 ・PR用ミュージアムグッズ等歳入実績 R3 888千円、R4 851千円 ・マンガ「ふるさとの偉人下野古麻呂」制作事業 R3 3,000部（3,030千円） ※B&G財団助成金を活用 市の小学校6年生に配布。R4 533名、R5 504名 ・かんぴょう生産道具収集点数 かんぴょう早むき機50点 その他30点（手かんなど） ・かんぴょうむき体験事業実績（市内小中学校出前授業） R2 3校、R3 3校、R4 3校、R5 4校 ※体験事業に使用するかんぴょうの輪切り機の製作費については、県交付金を活用 ・文化財ウォーキングの開催 壬生町、上三川町との連携事業											

事業推進方針判断に際しての 3 つの視点										
必要性	A	○	全て	要件（3項目）						
				✓	社会経済情勢の変化等に適合。					
	B		1以上	✓	業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である。					
				✓	市民・団体・議会等から要望や要請がある。					
	C		なし	市裁量がない事業（⇒A評価とする）						
平成30年度の文化財保護法の改正により、地域の歴史文化に根差した文化財の保存活用の基本計画となる文化財存活用地域計画を県内に先駆けて策定しました。 同計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）は、文化財保護法の規定する法定計画として、市が目指す文化財の保存活用の将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めるものです。 東の飛鳥プロジェクトを推進することで、本市の歴史文化を教育や観光の資源に活用したまちづくりが実現可能となります。										
有効性	A	○	全て	要件(3項目)						
				✓	市民サービスの維持・向上に寄与。					
	B		1以上	✓	適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。					
				✓	地方創生（人口・関係人口増）やSDG s、国土強靱化に寄与する。					
	C		なし	市裁量がない事業（⇒A評価とする）						
小学生向けの体験事業など、市の歴史文化を教育やまちづくりに活用することで、シビックプライドの醸成につなげることが可能となります。 また、市の総合計画や教育大綱と整合を図ることで、一貫したビジョンによる継続的な文化財の保存、学校教育や社会教育、まちづくりや観光など、他の行政分野との密接な連携による総合的な文化財の活用が可能となります。										
効率性	A	○	3以上	ソフト事業（要件：6項目）				ハード事業（要件：3項目）		
				✓	質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す				補助金等の積極的な活用で最大の成果となる。	
	B		1以上	✓	受益機会・費用負担割合等が公平公正。				適正な活用率を見込めるよう検討された事業規模である。	
				✓	他課や他自治体、市民団体等と連携。					
				✓	他自治体等と比較し、適切な方法である。				マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。	
C		なし		指定管理者制度導入等、民間活力を活用。						
				管理業務等で、さらなる効率化は困難。						
事業の推進にあたっては、効率化を図るとともに国県や各種財団の補助金を活用し、一般財源の縮減に努めています。 また、最新のデジタル技術の活用やYouTube動画の公開、他市町との連携など、市外へのPRについても積極的に行いました。										

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止